

【募集要領】**令和8年台風第25号に伴う被災者を対象とした公営住宅等の一時提供について**

令和8年9月28日

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課

神奈川県では、令和8年台風第25号により住宅が被災し、当該住宅に引き続き居住することが困難になった方々を対象として、県及び市町村、県住宅供給公社が管理する公営住宅等を一時的に提供することといたしました。（県ホームページに掲載の令和8年台風第25号一時提供住宅リスト参照。）

提供をご希望される場合は、まずは「4 一時提供住宅に関する一括受付窓口」（以下、「受付窓口」）までお問い合わせください。

1 募集対象者等**① 入居要件**

り災証明書（令和8年台風第25号）の交付を受けられた方。

- ・ 住宅が全壊又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない方。
- ・ 住宅が半壊（「大規模半壊、中規模半壊」を含む。以下、同様）又は一部損壊し、倒壊の危険性があり、これまでの住宅に引き続き居住することが困難な方。

② 入居期間 原則、6ヶ月以内。**③ 家賃、敷金、退去時の修繕、連帯保証人（緊急連絡先の登録は必要）は免除。****④ 共益費（共用灯等の電気料金等）及び光熱費（電気、ガス、水道等）は入居者負担。****⑤ 駐車場については、利用料金も含め、各提供住宅の管理者の取扱い等による。****⑥ ペット（犬・猫・鶏・鳩等）の飼育は禁止。****2 入居手続き****① 令和8年台風第25号一時提供住宅リストに掲載の住宅の中から、入居を希望する住宅を探し、受付窓口連絡して空き状況等を確認してください。****② 受付窓口から、空き状況等の確認結果について連絡が来ましたら、当該希望住宅の担当部署に電話し、所定の申込方法（「一時提供住宅申込書」送付等）により、申し込みを行ってください。（様式「一時提供住宅申込書」は神奈川県住宅計画課のホームページからダウンロードできます。）****③ 申し込み後、担当部署から一時提供住宅申込結果通知書が送られてきますので、入居手続に進んでください。入居手続にあたっては、(1)り災証明書または被災時の住所を証明するもの（り災証明書の交付をまだ受けていない場合は、後日、必ず提出してください。）、(2)本人を確認できるもの（健康保険証、運転免許証、年金手帳等）な**

どが必要となります。

- ④ その他入居申請書など、入居に必要な書類等は、各担当部署等にお問い合わせください。

3 その他

- ① 受付窓口や担当部署等から連絡をしますので、避難先電話番号や携帯電話番号等を教えてください。（事前に準備してください。）
- ② り災証明書が交付されないなど、申し込み内容等と相違することが判明した場合は、入居できませんのでご注意ください。

【ご注意】

一時提供住宅は、災害により住宅が被災し、居住することが困難になった方に住宅再建までの間、一時的に住宅を供与するものです。このため、住宅再建の目途がたった場合は、期限前であっても、速やかに退去していただくことを前提としております。

4 一時提供住宅に関する一括受付窓口

一時提供住宅の提供に対応するため、神奈川県住宅計画課内に「一時提供住宅に関する一括受付窓口」を設置します。ご希望の提供住宅について空き状況等を確認したい場合や、住宅を探す前に、制度概要やご不明な点などについて聞きたい場合は、こちらにお問い合わせください。

- ① 受付期間等 令和8年11月30日(月曜日)まで (平日 午前9時～午後5時)
- ② 電話番号 **045-210-6539**